

福井県報

第 232 号
令和 5 年
1 月 31 日(火)
火曜日発行

目次

告示

- 有害な興行の指定(二四・県民安全課).....一
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録(二五・長寿福祉課).....一
- 救急業務に係る医療機関の認定(二六・福井保健所).....一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二七・二九・森づくり課).....二
- 土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧(三〇・三三・農村振興課).....三
- 道路の位置の指定(三四・丹南土木事務所).....四

公告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出(産業政策課).....四
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(同).....五
- 基本測量の実施(土木管理課).....五
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(坂井高等学校).....五
- 選挙管理委員会告示
 - 政治団体の設立の届出(八).....六
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(九).....六
 - 政治団体の解散の届出(一〇).....七
 - 資金管理団体の指定の届出(一一).....七
 - 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(一二).....八
- 選挙管理委員会公告
 - 令和五年四月九日執行予定の福井県知事選挙および福井県議会議員選挙に係る立候補予定者説明会の開催.....八

告示

福井県告示第24号
福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年1月18日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	痴漢探し 誘惑のミニスカート	浜野組 (新東宝映画)
映画	ボーンズアヘッドオール (原題) BONES AND ALL	ワーナー・ブラザーズ映画 (アメリカ)

福井県告示第25号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 敦賀ケアセンターかくた 訪問看護ステーション
- 2 事業所の所在地 敦賀市昭和町2丁目11-5
- 3 事業者の名称 株式会社 かくた
- 4 登録年月日 令和5年1月18日
- 5 喀痰吸引等研修の課程 第二号研修
- 6 登録研修機関登録番号 1813130

福井県告示第26号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井赤十字病院
- 3 所在地 福井県福井市月見2丁目4番1号
- 4 認定の有効期間
 - 自 令和5年2月1日
 - 至 令和8年1月31日
- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井県立病院
- 3 所在地 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 4 認定の有効期間
 - 自 令和5年2月1日
 - 至 令和8年1月31日
- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井循環器病院
- 3 所在地 福井県福井市新保2丁目228番地
- 4 認定の有効期間
 - 自 令和5年2月1日
 - 至 令和8年1月31日

福井県告示第27号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹生郡越前町道口19字北谷3の1、20字彦谷1の6、1の16から1の18まで、1の47、1の49
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

令和5年1月31日（火）

福井県告示第232号

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第28号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井市下一光町14字奥之谷1、2、3の1から3の4まで、4、5、6の1から6の4まで、7の1から7の3まで、8、9の1、9の2、10、11の1から11の6まで、12、13、15字奥山1、2の1から2の3まで、3の1から3の5まで、4の1、4の2、5の1から5の3まで、6の1から6の8まで、7の1から7の3まで、8から11まで、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15から17まで、18の1、18の2、19の1から19の5まで、20、21の1、21の2、22から26まで、27の1から27の10まで、16字足谷1の1から1の4まで、2の1から2の4まで、3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めがない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

福井県告示第29号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井市居倉町63字新梨1から5まで、7から10まで、67字牛房ヶ平1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の4、1の6から1の20まで、1の22から1の74まで、2、68字西裏1、4、5、12の1、13から20まで、22から24まで、29の1、29の3、29の6、29の9から29の11まで、29の13、30、32、33、36、37、70字谷蛇羅1から3まで、72字中荷山2から11まで、13から15まで、16の1、18から21まで、27から29まで、31、33、34の1、35、37、39、42、46、79字北大平1、2の1、3から5まで、7から13まで、15から19まで、21、23、24、26、27の1、28、31、32、33の2、34の1、35の1、36、40から42まで、47、48の2、49、50、52、54から56まで、58の1、59の1、59の2、60、61、66、67

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、福井宮崎土地改良区の新たな事業（江波峠地区 区画整理（非補

助土地改良）事業）の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

変更定款の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年1月31日から

令和5年3月 1日まで

3 縦覧に供する場所

越前町農林水産課

福井県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、河合春近土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年1月31日から

令和5年3月 1日まで

3 縦覧に供する場所

福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、小舟渡土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年1月31日から

令和5年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

永平寺町農林課

福井県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、名田庄土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年1月31日から
令和5年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

おおい町農林水産課

福井県告示第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月31日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

福井市木田三丁目913番地

2 道路位置の指定表示

宏栄建設株式会社 代表取締役 齋藤 友快

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市長泉寺町二丁目 903番9	6.00	58.65

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ホームセンターみつわ鷺塚店

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームセンターみつわ

代表取締役 山本 丈雄

福井市川合鷺塚町第39号11番地

大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1. 476㎡

- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和4年12月31日
- 6 変更する理由
令和4年12月31日店舗閉店のため

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鯖江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
トラッケコスモス水落店

福井県鯖江市水落町二丁目3101番外13号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- 3 聴取した意見の概要

(1) 鯖江市

・近隣の農業用水路など農業用施設の維持管理および近隣農地の営農に支障を与えないこと。

・本区域は丹南都市計画地区計画「水落交流拠点地区」のB地区区域内であり、地区計画で定める「土地の区画形質の変更」および「建築物の建築」に該当するため、行為着手30日前までに必要な書類を準備し、届け出ること。また、地区計画で定める規定を遵守すること。

・周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底すること。

・建設作業において、騒音規制法および振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。

・廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行い、ごみの減量化および再資源化に可能な限り努めること。

- 4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部商工観光課

- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和5年1月16日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院

- 2 作業の種類
基本測量（時空間変位確定測量）

- 3 作業の期間
令和5年2月1日から終了を通知するまで

- 4 作業の地域
福井県全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、敦賀市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

敦賀都市計画ごみ焼却場

(2) 名称

敦賀市清掃センター

- 2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第8

2号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月31日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

福井県立坂井高等学校テックラボⅢCAD・CAM室機器等購入および保守業務一式
(長期継続契約)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立坂井高等学校

福井県坂井市坂井町宮領57-5

3 落札者を決定した日

令和4年12月23日

4 落札者の名称および住所

大電産業株式会社

福井県福井市春山1丁目6-15

5 落札金額

31,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和4年11月8日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年12月22日	吉田たかあき後援会	吉田 隆昭	河合 敏雄	敦賀市三島町1-3-41

令和5年1月31日(火)

令和4年12月23日	SABA LABO	西野 有香	吉村 明美	鯖江市下氏家町6-15-1
令和5年1月10日	久親会	大嶋 一英	中西 佐保	坂井市三国町北本町4-4-52
令和5年1月11日	松下敬一後援会	松下 敬一	松下 千春	福井市毛矢2-1-23
令和5年1月12日	いとう洋一木田神社後援会	門嶋 久雄	阪東 博司	福井市木田2-816-5

福井県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年12月31日	山本拓後援会連合会	黒田 一郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
令和4年12月15日	北欧党	ダニエル 益資	名称	北欧党	夏休みの宿題を廃止する会
令和4年12月20日	福井市商店街政策懇話会	前側 宏	会計責任者	山本 茂司	木本 茂樹
令和5年1月6日	池田よしたか後援会	半澤 政丈	代表者	半澤 政丈	大和 久米登
令和5年1月7日	浦上はやと後援会	浦上 逸人	主たる事務所所在地	福井市花月5-1-42	福井市花月3-6-20
令和5年1月10日	いとう洋一後援会	奥村 雄外	会計責任者	宮崎 研吾	浦上 泰子
					定 早苗

福井県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年11月30日	古池久後援会	小原 悟
令和4年12月5日	藤原よしただか後援会	藤原 義隆
令和4年12月21日	「あわら市を考える市民の会」	坂野 彰
令和4年12月31日	小寺そう吉後援会	釣部 勝義

福井県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年 月 日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 (代 表 者)の 氏 名	届 出 を し た 者 に 係 る 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
令 和 4 年 12 月 21 日	西 野 有 香	鯖 江 市 議 会 議 員	SABA LABO	鯖 江 市 下 氏 家 町 6 - 1 5 - 1
令 和 5 年 1 月 11 日	松 下 敬 一	福 井 市 議 会 議 員	松 下 敬 一 後 援 会	福 井 市 毛 矢 2 - 1 - 2 3

福井県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異 動 年 月 日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	異 動 内 容	
				新	旧
令 和 5 年 1 月 7 日	浦 上 逸 人	浦 上 は や と 後 援 会	福 井 市 花 月 5 - 1 - 4 2	福 井 市 花 月 3 - 6 - 2 0	

選挙管理委員会公告

令和5年4月9日執行予定の福井県知事選挙および福井県議会議員選挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和5年1月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 福井県知事選挙立候補予定者説明会

(1) 日時 令和5年3月2日（木）

午後1時30分

(2) 場所 福井市大手2丁目8番10号

福井県水産会館6階大ホール

(3) 対象 福井県知事選挙立候補予定者およびその関係者

2 福井県議会議員選挙立候補予定者説明会

第1回

(1) 日時 令和5年3月3日（金）

午後1時30分

- (2) 場所 福井市下六条町14番1号
福井県生活学習館多目的ホール
- (3) 対象 福井県議会議員選挙立候補予定者およびその関係者
第2回
- (1) 日時 令和5年3月8日(水)
午後1時30分
- (2) 場所 小浜市遠敷1丁目101番地
嶺南振興局小浜土木事務所3階大会議室
- (3) 対象 福井県議会議員選挙立候補予定者およびその関係者

令和五年一月三十一日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県